

農林水産研究における知的財産に関する方針

平成 28 年 2 月
令和 4 年 12 月改訂
農林水産技術会議

第 1 はじめに

1. 農林水産研究における知的財産マネジメントの強化の背景

農林水産業・食品産業は、生産活動を通じて様々な技術やノウハウ等の知的財産が創出・活用される「知識産業・情報産業」である。このため、研究開発によって得られた新品種や新技術等を我が国の農林水産業の競争力強化に結び付けていくには、研究開発の段階から成果を知的財産*1として適切に創造・保護・活用する知的財産マネジメントに取り組むことが不可欠である。

このような中で、農林水産技術会議では、平成 19 年 3 月に「農林水産研究知的財産戦略」を策定し、研究成果の権利化に係る基本的な考え方を示す等、権利化重視の考え方により知的財産の保護・活用に取り組んできた。その結果、農林水産省が所管する国立研究開発法人等の特許保有件数が増加する等、研究機関における権利化意識の向上の面で一定の成果がみられた。

さらに、農林水産業・食品産業のグローバル化が進展する中で、平成 28 年 2 月に「農林水産研究における知的財産に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定し、「農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果である」との基本的な考え方の下、事業の成功を通じた社会実装に取り組む方針を打ち出した。これに伴い、知的財産マネジメントも、権利化に偏重せず、想定されるビジネスモデルを踏まえた戦略形成を行うという考え方に移行したところである。

一方、知的財産マネジメントを取り巻く情勢として、次の経済・社会動向、政策課題を考慮する必要がある。

① 科学技術イノベーションの創出に向けては、世界に広がる様々な知識・技術や人材をいかに活用するかが競争力を大きく左右するようになってきている。また、知識・情報量の加速度的な増加に伴い、一つの組織で事業化に必要な全ての知識・技術を備えることが困難になっており、これまでの自前主義による研究開発だけではなく外部の知識・技術を積極的に活用する「オープンイノベーション」の取組が重要視されている状況にある。

このような情勢に伴い、産業界では、産業競争力強化の観点から、自ら保有する知的財産を国際標準化を含めてオープンに活用する、守るべき技術をしっかり見極めて秘匿化するというオープン・アンド・クローズ戦略によって、自らが持つ技術の価値

*1 「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項）

を最大化する取組が重要となってきた。政府にあっても、民間企業と大学等との橋渡しや事業化支援に関する機能強化等、産学間での知的財産の活用連携によるオープンイノベーションに取り組んでいるところである。

そして、昨今のデジタル社会においてオープンイノベーションの取組みを推進するにあたっては、第三者の利活用を容易にする意識的なデータマネジメントが必要である一方、ノウハウが化体するなどした有用なデータは不正な流出から保護する必要もあり、この両面への配慮が重要となってきた。

② また、我が国の農林水産業・食品産業においては、我が国の食文化に対する世界の関心の高まりとともに、ブランドの活用による新たな価値の創出や海外への輸出による新たな市場開拓といった取組に対するニーズが顕在化してきている。現在、政府が一丸となって、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標（「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定））の実現に取り組む、2021年には1兆円を突破したところであるが、さらなる輸出拡大に向けては、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換すること、そして、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換する必要があるとされている（「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略～マーケットイン輸出への転換のために～」（令和4年5月20日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議））。

このため、令和2年12月に、我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止、新品種の開発者の育成者権を保護することを目的とした改正種苗法が成立するとともに、農林水産省では、令和3年4月に「農林水産省知的財産戦略2025」を策定した。この戦略では、知的財産が我が国農林水産物・食品の強みの源泉であると明言した上で、公的研究機関における知的財産マネジメントについて、最終的なビジョンからのバックキャストによる戦略形成と国内外における権利許諾を推進していくこととしている。

③ さらに、農林水産省では、国内生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退に加え、温暖化の進行や大規模自然災害の頻発、新型コロナウイルス拡大等を契機としたサプライチェーンの混乱等を背景として、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立について、その実現をイノベーションの創出で強力に後押しするとともに、消費者等の行動変容を促す方針を示した。

このため、事業の成功を通じた社会実装により知的財産を収益化し、これを研究活動に再投資することでイノベーションの創出を加速化する取組みが重要になるとともに、研究成果を国内外問わず強力に社会実装させていくツールとして、標準化の取組みも重要性を増している。

このような情勢の変化を踏まえ、我が国の農林水産研究においては、研究成果の社会実装による最終的なビジョンを見越し、想定される農林水産業・食品産業のビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産マネジメントに国内外を問わず取り組むことで、我が国の農林水産業・食品産業等の国際競争力の強化を図る必要があることから、本方針を改訂する。

2. 農林水産研究における知的財産に関する方針の位置付け

「農林水産省知的財産戦略2025」では、

- ① 今後の研究開発の推進に当たっては、「農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果」であるとの基本的な考え方の下、研究成果を誰にどのような条件で活用してもらうのが適当か、権利化・秘匿化・公知化等、どのような手法で研究成果を保護・活用することが適当かなど、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究開発の社会実装を効果的・効率的に推進する
- ② 研究成果の活用に当たっては、発明時における権利化・秘匿化・公知化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法が採用されるよう、各研究機関における知的財産マネジメントの強化に向けて助言・指導する
- ③ 研究成果に係る知的財産権については、輸出促進を見据えて、国内だけでなく海外への戦略的な権利許諾を推進する

等の考え方により、研究開発における戦略的な知的財産マネジメントを推進することにより、我が国の農林水産業及び食品産業の国際競争力の強化を図ることとしている。本方針は、農林水産技術会議が委託等により実施する研究開発及び農林水産省所管の国立研究開発法人が行う研究開発において、これらの考え方を実践していくため、国立研究開発法人、大学、都道府県等公設試験研究機関、民間企業等の研究機関が行うべき知的財産マネジメントの取組及び留意事項を示すものである。

農林水産技術会議は、研究機関に対して本方針の周知を図るとともに、研究開発の進行管理において、研究機関による知的財産マネジメントを適切に指導・支援していくこととする。

また、農林水産技術会議は、農林水産業・食品産業におけるビジネスモデルと、それを支える知的財産マネジメントを巡る情勢の変化を踏まえながら、本方針の内容を検証し、必要に応じて見直すこととする。

第2 農林水産研究における知的財産に関する基本的な方針

我が国の農林水産研究は、他の産業一般に係る研究と比較して、国立研究開発法人や大学、公設試験研究機関等の公的研究機関に属する研究従事者の割合が大きい。このため、新技術の開発から事業展開に至る一連のプロセスにおいて、産業界が終始主体となるケースが多い他の産業技術とは異なり、農林水産技術の場合は公的研究機関、民間企業、生産者等の多様なセクターが関与し、公的研究機関による技術の公開や実施許諾（品種の利用許諾を含む）、普及に向けた技術指導等の技術移転を通じて、研究成果の社会実装につながるケースが多いといえる。

このような特質を踏まえ、今後の農林水産・食品分野の研究においては、その研究ステージを問わず、研究成果の内容や技術移転のあり方に着目しつつ、

- ① 研究成果を、農林水産業・食品産業等の現場における事業としての活用を通じて、新たな消費者価値の創出に結び付け、社会に還元すること
- ② 我が国の農林水産業・食品産業等の競争力強化に大きな貢献が期待される技術について、他者への流出による模倣等を防ぐためクローズにする領域と、他者に活用させるためオープンにする領域を戦略的に形成することによって、競争力強化に確実に

結び付けること

の二点を実現させるための知的財産マネジメントを推進し、研究成果を適切に技術移転していくものとする。

第3 今後の知的財産マネジメントの取組

1. 研究の企画・立案からの一連の過程において戦略的な知的財産マネジメントに取り組むための仕組みの導入

研究成果を農林水産業・食品産業等の現場に適切に技術移転していくためには、研究の企画・立案段階から知的財産マネジメントの方針を描いた上で、研究開発に取り組んでいくことが重要である。

このため、農林水産技術会議が委託等により実施する研究開発（以下「委託研究等」という。）では、研究の開始段階において、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得るとともに、研究開発の進行管理と一体的に知的財産マネジメントに取り組んでいく仕組みを導入することとする。

また、農林水産省所管の国立研究開発法人が行う研究開発でもこれに準拠した仕組みを導入し、戦略的な知的財産マネジメントに取り組むものとする。

（1）研究開始時の取組

① 知財合意書の作成及び合意

委託研究等に取り組むコンソーシアムは、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成し合意するものとする。知財合意書に盛り込むべき内容としては、

- 1) 秘密保持
- 2) 研究成果の権利化等の決定手続
- 3) 研究成果に係る知的財産権の帰属
- 4) 知的財産権（研究成果に係るもの、参加機関が予め保有しているもの等）の自己実施及び実施許諾
- 5) 委託研究等の体制変更（研究機関の新規参加や脱退等）への対応
- 6) 合意内容の有効期間

等が考えられるが、知財合意書の具体的な内容は、研究分野、研究開発のステージ、参加機関の構成、研究成果の商品化・事業化に向けた戦略等に応じて検討されるべきものである。また、知財合意書の内容については、研究の進捗に応じて、適宜見直すことが重要である。

原則として、知財合意書の合意は全ての参加機関間で行うものとするが、委託研究等において設定した複数の研究課題に対して、コンソーシアム内に各研究課題に対応したチームを構成して研究開発に取り組む場合は、チームごとの事情を考慮すべきケースも考えられることから、全参加機関で合意する事項以外にチームごとに合意する事項を設けることを可能とする。

単独の研究機関において委託研究等に取り組む場合においては、知財合意書の作成は不要とする。また、知財合意書としてではなく、コンソーシアムの規約等他の取決めの中で知的財産の取扱いについて規定することを妨げない。

② 研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の取扱いや実施許諾等に係る方針の作成

コンソーシアム（単独の研究機関において委託研究等に取り組む場合は当該機関）は、委託研究等を進めるに当たり、先行技術等の状況を踏まえつつ、想定される研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（以下「権利化等方針」という。）を作成するものとする。農林水産技術会議は、コンソーシアムが作成した権利化等方針の内容を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

③ データマネジメントプランの作成

コンソーシアム（単独の研究機関において委託研究等に取り組む場合は当該機関）は、プロジェクト参加者以外の者もデータを利活用できるようにすることがオープンサイエンスの観点から望ましいことに鑑み、データの秘匿期間や保有者、保存形式等（メタデータの付与を含む。）の取扱いに係る方針（以下「データマネジメントプラン」という。）を作成し、これに基づきデータの保存・管理・公開を実施することを原則とする。農林水産技術会議は、コンソーシアムが作成したデータマネジメントプランの内容を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

（２）研究期間中の取組

① コンソーシアムにおける知的財産マネジメントの実施

委託研究等に取り組むコンソーシアムは、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組むものとする。

研究推進会議等における知的財産の取扱いの検討については、権利化等方針を基本としつつ、先行技術の状況及び知的財産マネジメントについて知見を有する者の助言を踏まえながら行うものとする。

農林水産技術会議は、研究推進会議等における知的財産マネジメントの状況を確認するとともに、必要に応じて、研究推進会議等に参加し指導・助言を行うものとする。

業務の効率化や権利化のための出願の遅延防止の観点から、知的財産の取扱いの検討を行う場合は、権利化等方針の下、研究推進会議等を持ち回りで開催することを妨げない。また、コンソーシアムの事情に応じて、知的財産マネジメントの検討を行うメンバーを柔軟に設定することを妨げない。

② 委託研究等の体制の変更への対応

委託研究等の期間中に参加機関の新規加入や脱退により研究体制の変更が想定される場合、研究推進会議等において、知的財産の取扱いに係る対応について検討するものとする。

具体的には、コンソーシアムから参加機関が脱退する場合は、委託研究等において脱退者が得た研究成果を他の参加機関が利用できなくなることによって委託研究等の実施及び研究成果の技術移転が妨げられることのないよう、当該成果を他の参加機関に実施許諾又は譲渡することや、委託研究等により知り得た情報に対する秘密保持を

脱退者に対して課すこと等について予め検討しておくものとする。また、新たな研究機関がコンソーシアムに参加する場合は、当該機関に対して他の参加機関と同様の権利・義務を課すこと等について検討するものとする。

③ 「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」への準拠

委託研究等に取り組むコンソーシアム（単独の研究機関において委託研究等に取り組む場合は当該機関）は、研究の過程で農業者等からデータの提供を受ける場合には、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月）に準拠し、データの取扱いについて当該農業者等と合意を形成し、その合意について農林水産技術会議に報告を行うものとする。

（３）研究終了後の取組

委託研究等の成果が農林水産業や食品産業等の現場で活用されるのは、一般的に研究の終了後と考えられる。

このため、コンソーシアムの参加機関は、委託研究等が終了しコンソーシアムが解散した後においても、例えば秘密保持や知的財産権の実施許諾に関する取扱い等、知財合意書の規定のうち研究成果の技術移転のために必要な権利・義務については、引き続き遵守するものとする。また、研究終了後も遵守すべき権利・義務の範囲及び有効期間については、予め知財合意書において合意しておくものとする。

農林水産技術会議は、委託研究等の終了後も、コンソーシアムの参加機関に対し、委託契約に基づく手続等を通じて、知的財産マネジメントに係る指導・助言を必要に応じて行うものとする。

2. 研究成果の取扱い

研究機関は、研究成果の取扱いに当たっては、研究成果の活用態様を見据えた上で、「第 4 今後の知的財産マネジメントの実施に当たって留意すべき事項」を踏まえつつ、権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった様々な方法の最適な組合せ又は使い分けをケースバイケースでスピード感を持って講じていくものとする。具体的に、研究機関は、

- ① 研究成果のうち、民間企業等による商品化・事業化を通じて産業利用が期待される技術・品種については権利化すること、それ以外の技術等については権利化すること及び権利化せずに論文発表等により公知化することを視野に入れて、知的財産マネジメントに取り組むものとする。
- ② 産業界等において共通化を図るべき技術については、標準化を視野に入れて知的財産マネジメントに取り組むものとする。
- ③ 上記の取組に当たり、技術移転先の民間企業等において研究成果の利用に係る優位性を確保する観点及び国内外における模倣を防止する観点から、研究成果の一部として非公開とすべき情報が含まれる場合は、当該情報を公開せず秘匿化するものとする。

また、研究機関は、研究成果の外国における実施あるいは許諾の見込みについて検討し、該当する場合は、当該国において研究成果を権利化することを視野に入れて知

的財産マネジメントに取り組むものとする。外国における権利化に当たっては、予め、我が国と当該国における知的財産権制度の違い*2等について確認するとともに、権利化に必要な経費や当該国における権利侵害の発見等を行える体制の確保等についても考慮するものとする。

3. 適切な技術移転に向けた取組

研究機関は、研究成果の社会還元に向けて、農林水産業・食品産業等の現場への技術移転に積極的に取り組むものとする。その際、国内の農林水産業・食品産業等への技術移転に優先的に取り組んでいくものとするが、研究成果が開発途上地域向けの技術である等、国際貢献や我が国の食料安全保障等の観点から外国の者による利用が求められる場合や、農林水産物・食品の輸出拡大につながる等、我が国の農林水産業・食品産業等の国際競争力の強化を図る観点から必要である場合には、契約等により国内産業への悪影響がないことを担保しつつ、外国への技術移転にも取り組んでいくものとする。

この際、外国への技術移転が適切と考えられる例としては、

- ① 外国産地と国内産地が協調して生産物の周年供給を実現する等の取組みにより、我が国の農林水産業・食品産業等にとって第三国への輸出拡大につながる場合や、
 - ② 輸送距離や検疫条件等の理由により輸出ができない国において当該国内限定を条件に利用を認める等の取組みにより、海外生産を管理し、第三国の輸出市場における我が国の農林水産品・食品等との競合を回避できる場合
- が挙げられる。

また、公的資金を活用して得られた知的財産は国民全体の財産であることに鑑みれば、研究機関が技術移転により知的財産を収益化し、これを我が国のための品種・技術開発に再投資していくことも重要な取組みである。

研究成果の適切な技術移転に結び付けるため、研究機関は、生産者や民間企業等の研究成果の利用者と情報・意見交換を行い、連携を図りながら研究開発に取り組むものとする。

(1) 農林水産業・食品産業等の現場への適切な技術移転

研究機関は、研究成果のうち直ちに農林水産業・食品産業等の現場で活用できる技術について、以下の取組を踏まえながら、民間企業等による商品化・事業化等を通じて農林水産業・食品産業等の現場への適切な技術移転を図るものとする。

① 知的財産の組合せの推進

一般的に、一つの商品が多数の技術で構成されていることを考えれば、委託研究等の成果に係る技術を農林水産業・食品産業等の現場での活用に結び付けていくためには、複数の研究成果の組合せや、さらに研究機関が予め所有する技術も含めた組合せにより一括で技術移転を図ることが適当な場合がある。

*2 例えば、共有特許の第三者への実施許諾について、我が国では共有者の同意が必要とされている（特許法（昭和34年法律第121号）第73条第3項）が、米国では共有者の同意を得ることなくできるとされる。また、米国等では通常の出願より手続が簡単な仮出願制度がある等の違いがある。

このため、委託研究等に取り組むコンソーシアムは、研究成果の活用が想定される業界と密接に意見交換を行い、クロスライセンスやパテントプールの形成*3、特定の参加機関へのサブライセンス権*4付き通常実施権の許諾等の実施許諾に関する調整を通じて、パッケージ化して一元的に管理することを検討するものとする。

また、研究機関は、他者が保有する基本技術を利用して改良技術の開発に取り組む場合は、開発した改良技術の実施に際しては基本技術に係る実施許諾も受ける必要があることを踏まえ、予め当該他者と基本技術に係る知的財産権の調整を図る等、改良技術の技術移転の際に支障が生じないように留意するものとする。

さらに、研究機関は、農林水産業・食品産業等の現場とも連携しつつ、権利化と秘匿化の組合せや複数の知的財産権の組合せに取り組むものとする。例えば、権利化と秘匿化の組合せに関しては、新たに開発した機能性素材の製法に係るノウハウを秘匿化し、機能性素材（物質特許）と組み合わせる手法が考えられる。また、複数の知的財産権の組合せに関しては、研究成果を活用したブランド展開に取り組む産地や食品産業と連携し、植物新品種に係る育成者権と産地が保有するブランド名に係る商標権と組み合わせる手法や、新たに開発した技術に係る特許権を取得するとともに、食品産業が保有する商品名に係る商標権を取得し組み合わせる手法が考えられる。

② 研究成果の効果的な実施許諾

委託研究等のように公的資金を活用して得られた研究成果については幅広い社会還元が求められるものであるが、研究機関は、研究成果を民間企業等に独占的に実施させる方が商品化・事業化に有効であり、速やかかつ広範な利用につながると判断される場合があることに留意し、我が国の農林水産業・食品産業等の国際競争力強化を図るために、効果的な実施許諾の在り方を検討する。

また、商品化・事業化にあたって権利侵害への迅速な対応が不可欠であり、かつ短期的には費用対効果に見合わない等の理由から、その対応を民間企業等に引き受けさせる方が望ましいと考えられる場合は、専用実施許諾や信託譲渡等の方法も考えられる。

ただし、これらの技術移転を行うにあたっては、実施許諾の技術的範囲や期間又は地域を限定する、事業分野が異なる他者に対しては当該成果の実施許諾をできるようにする等、可能な限り多くの者に研究成果の利用機会を与えるよう配慮するものとする。また、公募審査等により許諾先を選定する等、手続き上の公平性を確保することも有効である。

以下のようなケースにおいて研究成果の独占的な実施許諾が有効と考えられるが、これらのケース以外にも独占的な実施許諾をすべき場合がある一方、これらのケースにおいても独占的な実施許諾をすべきでない場合もあると考えられる。このため、研

*3 クロスライセンスとは、お互いが持っている特許権をそれぞれが使い合えるように相互に許諾する方法をいう。また、パテントプールとは、複数の特許権者が製品に関与する特許等を持ち寄り、それらをひとまとめにして使えるようにする方法をいう。（独立行政法人工業所有権情報・研修館企画・発行「事業戦略と知的財産マネジメント」）

*4 知的財産権の保有者から通常実施権を許諾された者が、さらに第三者に実施権を許諾する権利をいう。（経済産業省「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」）

究機関は、研究成果の独占的な実施許諾について、ケースバイケースで柔軟に検討するものとし、特に研究成果が基礎・基盤的な技術であり多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある場合は、以下のケースであっても非独占的な実施許諾とする。

- 1) 特定の産地においてブランド形成に利用される品種を当該産地の生産者や団体に対して独占的な利用許諾をすることにより、当該品種のブランド形成の加速化と競争優位の確保を図る場合。
- 2) 特定用途向けの品種や機能性素材について、それらを用いた製品の品質・信用を維持できる者のみに実施許諾する場合。その際、限られた者に許諾するときも、実施許諾契約等において表示に関する規制・法令等への遵守を担保する必要があると考えられる。
- 3) 研究成果の商品化や事業化を担う民間企業において、投資額が巨額になる、開発期間が長い、成功確率が非常に低いといった大きな投資リスクを負うことが想定されるため、他者に対する競争優位を確保し投資リスクを低減する必要がある場合。
- 4) 権利化後、相当期間が経過した未利用の技術について独占的な実施の希望があった場合。

③ 技術移転活動の積極的な実施

国立研究開発法人、大学、公設試験研究機関等の公的研究機関は、研究成果の情報発信、アグリビジネス創出フェア等のマッチングイベントへの出展、有望な民間企業等への個別訪問や定期的な特許情報の提供等の取組に加え、

- 1) 国立研究開発法人科学技術振興機構が実施している「知財集約制度」や地方自治体等が実施している知財ビジネスマッチングの活用
- 2) 技術の目利き人材や、農林水産業・食品産業におけるビジネスモデル及び知的財産マネジメントが分かる人材との連携
- 3) 企業の技術ニーズに精通する金融機関（地方銀行、信用金庫、ベンチャーキャピタル等）との連携

等の様々な取組を視野に入れながら、積極的な技術移転活動に取り組んでいくものとする。特に外国への技術移転については、独占的な実施許諾を約束することで、権利取得・維持等にかかる費用を民間企業等が負担可能となる場合があり、公的研究機関として外国での知的財産マネジメントにかかる費用対効果への懸念を解消できる利点がある。このため、必要に応じて公募審査等により手続き上の公平性を確保しつつ、このような技術移転にも積極的に取り組んでいくものとする。

また、公的研究機関は、研究成果を農林水産業・食品産業等の現場に見合った技術に仕上げるための改良や実証、技術指導にも積極的に取り組むものとする。

技術移転を進めるに当たり、公的研究機関は、権利化につながらない研究成果についても知的財産として認識し、活用に努めるものとする。

農林水産技術会議は、委託研究等の受託機関による知的財産権の実施許諾等が円滑に行われるよう、委託契約に基づく報告や事前協議の手続について、他府省の委託研究における状況も踏まえながら、運用の改善を図る。また、受託機関の合併又は買収等により研究成果に係る知的財産権が他の機関に移転される場合、農林水産技術会議は、当該受託機関に対して、当該知的財産権の活用のために必要な義務を移転先に承

継する等、適切な指導を行うものとする。

（２）民間企業等との共同研究等の推進

公的研究機関による研究成果のうち、農林水産業・食品産業等の現場への技術移転に向けてさらに応用研究や実用化研究を重ねていくべき技術については、将来の適切な技術移転につなげるため、予め農業生産法人や民間企業等（以下、この項において「企業等」という。）との共同研究により研究開発を進めるものとする。また、我が国農業の競争力強化に資する種子・種苗の開発・供給体制を構築するため、企業等との共同研究や種苗の生産に関する知見の提供を進めるものとする。

共同研究により、公的研究機関においては、企業等が保有している技術の活用や研究者間の技術交流を通じて革新的な研究成果を創出することが期待でき、また、企業等においては、共同研究の成果を公的研究機関と共有した上で独占的に利用することが可能となり、安心して商品化・事業化に取り組むことができる*5。

公的研究機関は、共同研究の相手となる企業等の選定に当たっては、研究成果の商品化・事業化に必要な開発能力を持つ企業等を選定するよう努めるものとする。また、我が国の貴重な知的財産である技術や品種が海外や外国企業等に流出し、我が国農業の国際競争力が損なわれないよう、企業等の共同研究についての考え方を確認した上で、目的外利用の禁止等を盛り込んだ共同研究契約を締結する等、適切な措置を講ずるよう留意するものとする。

企業等が共同研究の成果の第三者への実施許諾に同意せず、かつ自ら商品化・事業化に取り組まない場合、研究成果の商品化・事業化への道が断たれてしまう。このため、公的研究機関と企業等は、共同研究を進めるに当たり、企業等は共同研究の成果を活用して商品化・事業化に取り組むこと及び商品化・事業化しない場合は第三者への実施許諾を認めることについて、予め合意するものとする。

また、公的研究機関は、研究成果の将来的な商品化・事業化に向けて、企業等のインセンティブを最大限に高める観点から、企業等の競争領域に属する研究であれば企業等からの受託研究も積極的に実施する等、企業等との連携を強化するものとする。

4. その他

（１）未利用の知的財産の活用促進に向けた取組

知的財産権を維持するためには、特許料（維持年金）等の一定の経費が必要であり、特許料・登録料については権利取得後の経過年数によって増加することとなる。また、一般論として技術は時間が経つにつれて陳腐化するため、研究成果に係る知的財産は時間の経過とともに技術移転の可能性が小さくなっていくと考えられる。

このため、研究機関は、保有している知的財産について、審査請求段階や特許料の支払等の際に活用状況を確認するとともに、相当期間*6活用されていない、技術移転

*5 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。（特許法第73条第3項）

*6 「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」では、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項第3号にある「相当期間活用していない」の相当期間について、研究終了後から事業化までに要するとされる期間に一定期間の猶予を加えた10年を目安と

の見通しが立たない等、維持する必要性が低い知的財産については、他者に譲渡するか、放棄し誰でも利用できるようにすることにより、未利用の知的財産の活用促進を図っていくものとする。

また、開発されたものの利用されていない植物新品種について、輸出向けや国外での活用が期待されるものについては、その活用を検討するなど考えられる。

(2) 農林水産省所管の国立研究開発法人における戦略的な知的財産マネジメントの実践に向けた取組

農林水産省が所管する国立研究開発法人においては、上記に係る取組のほか、以下の取組についても努めるものとする。

① 研究者の適切な評価

知的財産を創出するのは研究者であり、その内容を熟知する研究者の協力なくしては、着実な技術移転は望めない。このため、国立研究開発法人は、研究者の業績評価に関し、従前の論文や学会発表等の業績による評価だけでなく、民間企業等との共同研究等の推進や研究成果の積極的な技術移転活動等、研究成果の社会還元に対する研究者の貢献を適切に評価する仕組みを導入する。

また、秘匿化する研究成果を創出した研究者は、秘匿している間は論文や学会発表、特許出願等を行うことができない。このため、国立研究開発法人はこのような研究者の業績を適切に評価する仕組みを検討する。

② 人材の育成

国立研究開発法人は、知的財産部門の体制の充実を図るとともに、法人全体における知的財産マネジメントの中心的役割を担う人材として、農林水産業・食品産業におけるビジネスモデルとそれを支える知的財産マネジメントについて理解し活用できる実践人材の育成を推進する。また、実践人材の育成に当たっては、民間企業の知的財産マネジメントの経験が豊富な者を雇用したり、民間等が主催する研修に長期間参加させ、民間企業の知的財産マネジメントの考え方を学ばせる等、これまで以上に人材育成の手法の多様化を検討すべきである。

さらに、研究者等における知的財産に関する理解の底上げが図られるよう、知的財産マネジメントについて分かりやすく解説できる啓発人材の育成を推進する。

第4 今後の知的財産マネジメントの実施に当たって留意すべき事項

1. 異分野との連携による科学技術イノベーションの創出

農林水産・食品分野における科学技術イノベーションの創出に向けて、既存の研究分野を越えた様々な専門性を有する研究者が、技術やノウハウ、アイデアを持ち寄り協力して取り組む研究開発が推進されており、農林水産省が実施する異分野融合研究（医学・栄養学との連携による日本食の評価、理学・工学との連携による革新的ウイルス対策技術の開発、情報工学との連携による農林水産分野の情報インフラの構築及

することが示されている。

び工学との連携による農林水産物由来の物質を用いた高機能性素材等の開発）や内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等において、府省の枠や旧来の分野を超えた連携による分野横断的な研究開発が進められている。

このような状況を踏まえ、研究機関は、異分野の研究機関と互いに保有する知的財産を活用しあったり、知的財産を核としたさらなる融合研究を進めることによってイノベーションを創出し、生み出した革新的技術を商品化・事業化に結び付けていくための知的財産マネジメントに取り組むことが重要である。

2. ブランド価値の向上

新品種や新技術を活用してブランド形成に取り組んでいる産地では、より効率的なブランド展開に向けて、ブランドの基盤となる農林水産物や加工品の生産性及び品質の向上に取り組むことが求められる。

このため、研究機関は、このような産地で利用されている品種や技術について、ブランド価値に関連する特性を維持しつつ、さらに多収である品種や低コスト・省力化が図られる技術等を開発するとともに、産地と連携して育成者権や特許権と商標権を組み合わせ品種や技術の保護強化を図る等、産地におけるブランド価値の向上に貢献していくことが重要である。

これに関して、令和2年12月に成立した改正種苗法では、登録品種について、海外への持出しや指定産地外での栽培を制限できるようになったほか、旧種苗法下で育成者権が及ばなかったいわゆる自家増殖についても許諾管理を行うことができるようになった。研究機関には、産地におけるブランド価値の向上に向けて、これらの制度を最大限活用することが求められる。

また、ブランド価値の向上に成功すればするほど、研究成果の利用者を守るための侵害対応等も増加することは避けられない。これらのコストを賄うために、農業者の営農の支障とならないよう配慮しつつ、適正な許諾料を研究成果の利用者から徴収することも有効である。

3. グローバル化への対応

現在、政府において日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開し、グローバルな「食市場」の獲得を目指す取組がなされている。このため、研究機関は、今後、研究成果を利用した事業展開を視野に入れた知的財産マネジメントが求められる。具体的には、研究成果として得られた技術をオープンにする領域とクローズにする領域とに分け、クローズド領域からオープン領域を主導できるように関連づけた上で*7、オープン領域では標準化や FRAND 条件*8による許諾等に

*7 オープン領域とクローズド領域の戦略的な形成については、例えば、生物学的手法を用いた機能性物質の製造技術において、当該物質の製造に不可欠な酵素を生産する微生物を秘匿化する（クローズ）一方で、当該物質に係る用途特許の Patent プール化によって他者による用途開発を促す（オープン）といった例が見られる。さらにクローズド領域からオープン領域を主導できるように関連づける戦略については、例えば基幹部品の内部を秘匿（クローズ）しつつ、基幹部品と周辺機器を接続するインターフェースを標準化（オープン）し大量普及させることによって、基幹部品を事実上標準化させた事例等、ICT 産業等で頻繁に試みられている。

*8 Fair, Reasonable And Non-Discriminatory（公正、合理的かつ非差別）の略

より戦略的に普及させつつ、クローズド領域では秘匿化や特許権等の独占実施をすることにより、事業における競争優位を確保する知的財産マネジメントを目指していくべきである。

研究機関は、研究成果を外国で実施又は外国の者に許諾する場合、いわゆるブーメラン効果による我が国の農林水産業・食品産業への悪影響や、我が国の企業の活動への支障が生じない範囲で取り組む必要がある。

また、近年、食産業のグローバル化に伴い、巧妙化する模倣品・海賊版や技術流出、営業秘密の漏洩への迅速かつ的確な対応が求められるようになってきている*9。このため、研究機関においても、例えば海外で登録品種を利用する際の品種の利用許諾契約において、国内農業や日本からの輸出へ不利益を及ぼすことのないような条件や侵害に関する情報を提供することを規定する等、技術流出の防止等に向けた対策を講じるべきである。

さらに、他産業では、他者による技術の模倣を防止するため、特許権の取得・行使に加えて、製品識別指標や埋め込み型セキュリティの導入*10等の技術的な措置が講じられてきている。このため、研究機関は、新たな品種や技術の開発に取り組む中で、必要に応じて真正品の特徴や識別性を明らかにし、農林水産業・食品産業等の現場における技術的な模倣防止策への活用につなげていくことが重要である。

研究機関は、海外の遺伝資源を利用して研究開発に取り組む場合、「生物の多様性に関する条約」（以下「CBD」という。）の規定に従い、遺伝資源提供国の法令を遵守した上で海外遺伝資源を取得する必要がある。また、食料及び農業用の品種育成のために植物遺伝資源を取得する場合は、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」において設置された、植物遺伝資源の取得を容易にし、得られた利益を公正・衡平に配分するための「多数国間の制度」を活用し、CBD の規定と調和した植物遺伝資源の円滑な取得を図るべきである。

4. 知的財産のそれぞれの取扱いにおいて留意すべき事項

知的財産とは、知的創造活動によって生み出された財産であり、農林水産分野では、植物新品種、発明、商標、著作物等のほか、古くからある農業技術や植物品種、ブランド、食文化・伝統文化、人々の手によって作られた農山漁村景観、新規性がない等

*9 作物の生育状況や病害虫の発生状況をセンシングするドローンなど、農業技術における IT 化や自動化の研究から生み出される先端技術については、兵器に活用できる高い性能を持つ汎用品として、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の対象となる可能性にも留意する。

*10 「製品識別指標」とは、シール、二次元バーコードや三次元バーコード、ホログラム、RFID（Radio Frequency Identification）等を製品に添付し、正規品と模倣品を判別する技術である。「埋め込み型のセキュリティ」とは、埋め込み型のソフトウェアやハードウェアにより、製造機械等の産業用機械や部品を保護する技術である。例えば暗号化した管理ソフトを用いることでリバースエンジニアリングを防ぐ技術や、ソフトウェアの違法コピーを防止するための特殊な機器であるドングルにより、ドングルが接続されたコンピュータでのみ、特定のソフトウェアを使用できるようにすることで、管理ソフトのみならず生産量や生産時間等の生産データも保護する技術がある。（一般社団法人日本機械工業連合会「平成 25 年度国際交流の推進活動 国際連携による模倣品対策調査研究報告書－模倣品対策調査研究専門部会－」）

により権利にならない技術や権利期間が終了した技術等も含まれる。

知的財産は、容易に模倣されうるという特質があり、また利用によって消費されることがないため、多くの者が同時に利用することができるという特徴がある。このため、創作者の財産である知的財産を権利の付与によって保護する知的財産権制度がある。

知的財産の取扱いに当たっては、知的財産権制度の適用による権利化のほか、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった様々な方法がある。

研究成果の知的財産の具体的な取扱いはケースバイケースでの検討にならざるを得ないが、その際、研究成果に類似する技術の知的財産マネジメントの事例を探して参考にしつつ、商品形態や事業形態における当該事例との共通点や相違点を整理しながら、適切な取扱いを検討することが有効である。

権利化及び秘匿化、論文発表等による公知化並びに標準化に当たり留意すべき事項を以下に示す。

(1) 権利化及び秘匿化

農林水産・食品分野の研究成果の権利化に当たっては、育成者権（品種）、特許権（発明）、商標権（商標）等の取得が考えられるが、

- ① 外国でも利用可能な研究成果である場合は、知的財産権を国内でのみ取得し外国で取得しなければ、国内での実施を制限する一方で、外国での実施は自由となること
- ② 知的財産権を取得しても当該知的財産権を侵害（技術の無断での利用や模倣等）する第三者に対して差止めを行うことができる実効性のある権利（適切な権利範囲の設定がなされている、侵害の事実を立証可能である等）となっていなければ、研究成果を保護するものとはならず、第三者に技術情報を公開するのみという状態になり得ること

等に留意する必要がある。例えば、外国でも利用可能でありかつ侵害の捕捉が困難である権利について、国内でのみ権利出願を行う例があるが、これは、外国での容易な模倣を招くものであり、研究成果の利用者に国内外での競争優位を確保するという観点では不適切な事例となり得る。

また、研究成果の一部又は全部（技術上のノウハウを含む）を秘匿化する場合、営業秘密として管理できれば半永久的に独占的な実施が可能となるが、適切な情報管理ができていなければ不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の保護を受けられないこと等に留意する必要がある。この点、農林水産省の補助事業により、農業生産における技術・ノウハウ等について営業秘密保護に取り組む際の「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月）が公表されている。このガイドラインを踏まえて研究成果の活用の在り方を十分検討し、秘匿化の必要を精査すべきである。

特に、研究機関に所属する研究者（外国籍の者を含む）の転職や退職等によりみだりに秘匿化した情報が持ち出されることがないように、予め営業秘密の範囲や取扱いルールを明確にし、退職後の秘密保持義務を雇用契約等において定めておくことも検討すべきである。

① 育成者権

種苗法（平成10年法律第83号）に基づく育成者権は、植物新品種を対象として与えられる知的財産権であり、品種登録により発生する。品種登録に当たっては、品種特性（区別性、均一性及び安定性）、未譲渡性、名称の適切性の要件を満たさなければならない。

未譲渡性（UPOV条約における新規性）に関しては、国内で販売等された品種に係る育成者権を外国で取得する場合、UPOV条約下では、国内での販売等から4年以上（樹木等の場合は6年以上）経過している品種は新規性がないとみなされ、当該国における育成者権は与えられない*11ことに留意する必要がある。

また、登録品種の育成者権の効力は、変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換え、細胞融合（非対称融合に限る。）又はゲノム編集（遺伝子組換えを除く。）により、当該登録品種の主たる特性を保持しつつ特性のごく一部を変化させて育成された品種（従属品種）*12の利用にも及ぶ。このため、研究機関は、原品種のほとんどを受け継ぎ原品種の評判を利用して普及・販売される従属品種の育成者権を取得しても、その利用に当たっては原品種の育成者から許諾を受けなければならないことに留意する必要がある。

さらに、品種の名称は、同一又は類似の名称で品種登録と商標登録（その品種の種苗又は類似の商品若しくはそれらの役務に係る商標登録）の両方を行うことはできない。このため、研究機関は、登録する品種名の検討に当たっては、登録されている商標を予め調べておく必要がある。

我が国で開発された優良品種が海外へ流出し、流出先国や第三国における市場を喪失する例がまだ見受けられる。このことから、新品種については、研究開発段階において、育種期間中の圃場の立ち入り制限や外部視察の禁止、育種圃場での立て看板の禁止等の管理を徹底し、流出防止に取り組む必要がある。育種後は、国内のみならず、品種の流出リスクが高い国において早期に品種登録出願を行うことが重要である。また、品種登録されるまでの間（仮保護期間）に普及を行う場合は、種苗の利用者と適切な契約を結び、品種の管理を徹底し、流出を防止することが必要である。

*11 品種は、育成者権の出願日においてその種苗又は収穫物が次に掲げる日前に育成者により又はその同意を得て当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされていない場合には、新規性があるものとする。

（i）出願がされた締約国の領域において、出願日から一年さかのぼった日

（ii）出願がされた締約国の領域以外の領域において、出願日から四年さかのぼった日。ただし、樹木及びぶどうについては、六年さかのぼった日

（UPOV1991年条約第6条第1項）

*12 例えば親品種の耐病性のみを高めたもの、花きにおいて親品種の花の色のみを変えたもの、早生・晩生を変化させたもの、草型、草丈を変化させたもの等が考えられる。従属品種に該当するか否かについては、関係育成者権者（育成者）間の問題といえ、その判断については、一律の基準はなく、個々の品種ごとに判断される。

② 特許権

特許法に基づく特許権は発明を保護の対象とする知的財産権であり、農林水産・食品分野における特許権の対象は、植物の育種・交配・栽培等の方法や装置、新規の植物系統・微生物やその利用方法、農業機械や農具、肥料、農薬、食品の調理方法・装置・保存方法等多岐にわたる。

発明の種類は、1)物の発明、2)方法の発明及び3)物を生産する方法の発明の三種に分かれる。1)については物の生産、使用、譲渡、貸与、輸入等に権利が及ぶが、2)については方法の使用のみに権利が及ぶ。また、1)及び2)については、ある物の特定の性質に着目してその物の利用方法を発見したことに基づく、いわゆる用途発明も含まれる。3)については、方法の使用に加えて当該方法により生産した物の使用、譲渡、貸与、輸入等に権利が及ぶ。このように発明の種類によって権利の範囲が異なるため、研究機関は、特許出願に当たっては、これらの組合せや使い分けについて検討しておく必要がある。

また、特許出願の検討に当たっては、同様の技術が既に外国で出願されているため新規性が失われている可能性もあることから、外国の特許情報もよく把握した上で特許権取得の可能性を見極めることが重要である。

特許権の出願書類の作成に当たっては、学術論文とは書き方が異なることに留意すべきであり、権利範囲が広い方が権利行使の際に有利になることに留意しながら作成することが重要である。例えば、明細書に記載する実施例が特定の品目に関するものであっても、他の品目に適用できることが論理的に明確であれば、当該他の品目も権利範囲に含めることができる。また、出願の内容は出願から1年6ヶ月後に公開される^{*13}ため、戦略上秘匿すべき内容が出願書類に書かれていないかについても留意する必要がある。さらに、特許出願後においても、国内優先権を主張し実施例を追加するだけでなく、出願した発明の周辺技術や応用技術についても権利化する等、強い知的財産権にするための取組が重要である。

方法に関する発明であって、極めて優位性が高く競争力につながるため技術流出リスクを最小化すべき技術については、営業秘密として秘匿化することも視野に入れて検討することが重要である。

③ 商標権

商標法に基づく商標権は育成者権や特許権と異なり、10年ごとに更新することによって永続的な使用が可能であるため、産地がブランド化を検討している場合には商標権の活用を促すことも検討すべきである。

例えば、福岡県において育成されたイチゴのブランド「あまおう」は、登録品種名と異なる名称をブランド名として商標登録し、育成者権と商標権を組み合わせるブランド展開を図っている。このような手法によって、ブランド名を永続的に使用することができ、同じブランド名で品種転換をすることも可能となる。また、商標権の対象は農産物だけでなく加工品まで広げることができるため、商標権は一つのブランド名で多くの種類の商品を保護することができる知的財産権である。

^{*13} 出願公開前に出願を取り下げた場合は、原則公報には掲載されない。

④ 営業秘密等

研究機関が、研究成果を不正競争防止法に基づく営業秘密として取り扱う場合は、営業秘密の範囲及び秘匿する期間を特定した上で、秘密管理性、有用性、非公知性の三つの要件を満たす形で管理していく必要がある。特に、秘密管理性については、経済産業省が示している「営業秘密管理指針」や農林水産省の補助事業成果である「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の考え方を踏まえ、秘匿すべき秘密情報と一般情報の合理的な区分管理等の秘密管理措置*14を講じる必要がある。

また、秘匿化に当たっては、秘匿化した技術と同じ技術を他者が権利化することによって当該技術の利用の制限を受けることがないように、いわゆる先使用权*15を確保しておく必要がある。このため、他者が当該技術に係る特許権の出願をする前に事業の実施又は準備を行っていた証拠となる研究ノート等の資料*16を収集・保管しておく必要がある。

さらに、平成30年の不正競争防止法改正により、限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性の三つの要件を満たす価値あるデータについて、「限定提供データ」として不正流通を差し止めることが可能となった。特に農業者等のノウハウが化体するなどした有用なデータを取り扱う研究機関においては、経済産業省が示している「限定提供データに関する指針」の考え方を踏まえ、データ管理に取り組む必要がある。

(2) 論文発表等による公知化

研究成果を権利化や秘匿化せず、論文や学会による発表、マスコミの取材、ウェブサイトへの掲載等により公知化し、他者による権利化を防ぎ*17広く利用できるようにすることによって、産業の発展につながることもある。

ただし、一度公知化した研究成果は、原則として権利化できず*18、また営業秘密と

*14 秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある。

具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある。（経済産業省「営業秘密管理指針」）

*15 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。（特許法第79条）
なお、先使用权の有無は各国の法律に基づき判断されるが、通常、ある国における発明の実施やその準備が他国における先使用权を基礎づけることはない。そのため、日本国内において営業秘密管理を行う場合には、実施許諾先のない外国における先使用权の確保ができないという限界がある。

*16 研究ノートのほかに、技術成果報告書、事業計画書、設計図、仕様書、作業日誌等が考えられる。

*17 民間企業においては、特許権の出願公開制度を活用し、他者の権利化を阻止するために特許権の出願をする例もある。

*18 公知化された日から1年以内に新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の適用を受けることにより権利化できる可能性があるが、公知化された内容を知った第三者が先に特許出願してしまう等、大きなリスクがある。また、新規性喪失の例外規定は外国にもあるが、猶予期間等が異なるので注意が

して不正競争防止法上の保護を受けることもできない。このため、研究機関は、予め研究成果の権利化や秘匿化の可能性及び当該成果の公知化に伴う国内外での模倣の可能性について十分に検討した上で、当該成果を公知化するタイミングや範囲について検討しておく必要がある。

また、令和3年3月に内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会」が公表した「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ第2フェーズ報告書」では、さまざまな研究分野でデジタル化が進み、データ駆動型の研究開発の重要性が高まる中、「オープンサイエンスの基本姿勢として、公的資金による研究データの利活用を可能な限り拡大する」という方針の下、「各研究者はどの研究データを共有あるいは公開するべきかを適切に検討し、自身の研究成果を最大化しながら将来のイノベーション創出に大きく寄与できるようなオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、研究データの管理を実施することが重要である」と示されている。このため、研究機関は、今後、研究成果に係るデータ（いわゆる非権利化知財）について、オープンサイエンスを推進する観点から、公開すべきデータと公開適用対象外とすべきデータを明確に峻別して、その保有者、保存形式等の取扱いを意識的にマネジメントすることが求められる。また、公開適用対象外とするデータであっても、将来のイノベーション創出に大きく寄与できるものであれば、非公開とすべき期間を設定した上で営業秘密に準拠した形で管理するものの、当該期間終了後は速やかに公開していくことができないかを精査することが望ましいと考えられる。

（３）標準化

研究成果に係る技術が標準として位置付けられ、国内外の産業界等における共通の技術となることによって、当該技術が社会に広く活用されることが期待される。また昨今では、新技術の有用性を証明したり、技術の優位性を際立たせたりする（分類化する）ことで市場の創造・拡大につながる等の効果が指摘されており、標準化は事業戦略上も重要性を増している。

このため、研究機関は、研究の企画・立案段階から業界団体や行政、標準化団体と連携し、最低限共通化を図るべき技術を特定した上で研究開発に取り組みつつ、当該技術を利用する民間企業等が集まったフォーラムを形成し、国内外の標準化に向けた活動やそれに応じた知的財産マネジメント（特許権を取得した上で国内外に無償又はFRAND条件で許諾、特許権を取得せずに公知化）に取り組むことが重要である。自機関において標準化に対応できない場合には、標準化に係る支援を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」の活用を検討する。

（４）和牛遺伝資源の取扱い

和牛の家畜人工授精用精液や家畜受精卵を取り扱う場合は、令和2年10月に施行された改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づき、流通管理を徹底するとともに、譲渡契約の締結等により不正競争の防止に取り組む必要がある。

必要である。

(参考文献等)

- ・「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」(令和3年5月農林水産省策定)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf>

- ・「農林水産省知的財産戦略2025」(令和3年4月30日農林水産省策定)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/attach/pdf/index-25.pdf

- ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略～マーケットイン輸出への転換のために～」(令和4年5月20日農林水産物・食品の輸出拡大のために輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-19.pdf>

- ・「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- ・「統合イノベーション戦略2022」(令和4年6月3日閣議決定)

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

- ・「令和4年版 科学技術・イノベーション白書」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa202201/1421221_00001.html

- ・「知的財産推進計画2022」(2022年6月3日知的財産戦略本部決定)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2022.pdf>

- ・「農林水産研究イノベーション戦略2022」(令和4年5月24日農林水産省策定)

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/attach/pdf/220524-2.pdf>

- ・「農林水産研究基本計画」(平成27年3月31日農林水産技術会議決定)

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/kihonkeikaku/attach/pdf/new_keikaku-1.pdf

- ・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成27年5月経済産業省策定、令和4年3月最終改訂)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/ip_managementguideline_7.pdf

- ・「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」(令和4年3月公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会)

<https://pvp-conso.org/wp-content/uploads/2022/03/66798c76314fce81ae218514a839ff13-1.pdf>

- ・農水知財基本テキスト編集委員会編（２０２１）「改訂版攻めの農林水産業のための知財戦略～食の日本ブランドの確立に向けて～農水知財基本テキスト」
- ・「事業戦略と知的財産マネジメント」（平成２４年 独立行政法人工業所有権情報・研修館企画・発行）
- ・妹尾堅一郎著「農林水産政策科学研究委託事業 農産物の機能性等に関わる農林水産技術を活かした事業・産業を形成するために必要とされるビジネスモデル，ならびにその産業形成を促進・支援する政策の在り方に関する調査研究」
- ・「戦略的知的財産活用マニュアル」（平成２６年４月農林水産省食料産業局策定）
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/pdf/260401_manyuaru.pdf
- ・小川紘一著（２０１５）「オープン＆クローズ戦略 増補改訂版」
- ・妹尾堅一郎著（２００９）「技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか」
- ・「作物育種研究の今後の進め方について」（平成２４年５月２５日農林水産技術会議決定）
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/pdf/12052501.pdf>
- ・「平成２５年度国際交流の推進活動 国際連携による模倣品対策調査研究報告書－模倣品対策調査研究専門部会－」（一般社団法人日本機械工業連合会）
http://www.jmf.or.jp/japanese/houkokusho/kensaku/pdf/2014/25jigyo_09.pdf
- ・「知的財産権制度入門 ２０２２年度」（特許庁）
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2022_nyumon.html
- ・「営業秘密・知財戦略入門～大切な技術情報を守るために～」（平成２６年１０月独立行政法人工業所有権情報・研修館）
- ・農林水産省輸出・国際局知的財産課編著（２０２２）「逐条解説 種苗法 改訂版」
- ・「農林水産現場で開発された知的財産の発掘・活用の手引き」（平成２３年３月社団法人農林水産技術情報協会）
- ・「産業財産権標準テキスト 総合編」（平成２４年 独立行政法人工業所有権情報・研修館発行）
- ・「方式審査便覧」（特許庁）
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/hoshiki-shinsa-binran/index.h>

tml

- ・「営業秘密管理指針」（平成15年1月30日経済産業省策定（平成31年1月23日最終改訂））
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>
- ・「限定提供データに関する指針」（平成31年1月23日経済産業省策定（令和4年5月最終改訂））
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>
- ・「戦略的な知財保護のために～先使用権制度を中心に～」（特許庁（平成27年度知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト））
- ・「戦略的な知的財産管理に向けてー技術経営力を高めるためにー＜知財戦略事例集＞」（平成19年4月特許庁策定）
- ・「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について～サイエンスの新たな飛躍の時代の幕開け～」（平成27年3月30日国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/openscience/index.html>
- ・「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ第2フェーズ報告書」（令和3年3月国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会）
https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/dai2_hokokusho.pdf
- ・「標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集」（平成24年3月日本工業標準調査会）
<https://www.jisc.go.jp/policy/kenkyuukai/chizaiwg/swg1jireisyuu.pdf>
- ・経済産業省産業技術環境局編（2007）「未来を創るイノベーション」
- ・「平成26年度特許出願技術動向調査報告書 製品の競争優位性を確立する際に知的財産等が果たす役割について」（平成27年3月特許庁）
- ・「令和2年度特許出願技術動向調査結果概要 スマート農業」（令和3年2月特許庁）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2020_01.pdf
- ・「平成26年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 出願公開制度に関する調査研究報告書」（平成27年3月一般財団法人知的財産研究所）